

# 昭和58年度 漁業後継者対策事業

## 1. 沖縄県漁村青少年協議会

はじめに

昭和58年8月1日付けで漁業後継者対策事業の一環として沖縄県漁村青少年協議会（本島地区8人、八重山地区5人、宮古地区5人）が発令された。

上記の発令は任期満了によるものである。

本協議会は、次代の漁村の担い手である、漁村青少年グループの組織化を強化するとともに、グループ活動の自主的な運営を助長し漁業後継者の育成を図るものである。

### …………… 沖縄県漁村青少年協議会設置要綱 ……………

（設 置）

第1条 漁村の青少年グループ活動の自主的な運営を助長するため、本島地区、宮古地区及び八重山地区ごとに沖縄県漁村青少年協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 漁村の青少年グループの漁業技術、漁業経営及び交流学習会に関すること。
- (2) 漁村の青少年グループの意向の集約、活動計画の調整及び活動実績の評価に関すること。
- (3) その他漁村の青少年グループ活動の健全な育成に関すること。

（組 織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2. 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 漁村の青少年グループの代表者
- (3) 漁業団体の役職員
- (4) 市町村の職員

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。

2. 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2. 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、本島地区にあっては沖縄県漁業者センターにおいて、宮古地区及び八重山地区にあっては宮古支庁及び八重山支庁の農林水産課において処理する。

(推 則)

第 8 条 この要綱に定めるものは、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

本島地区青少年協議会委員

氏 名	代 表 区 分	現 職 名	備 考
上 田 不二夫	学識経験者	沖縄水産高等学校教諭	会 長
上 原 孝 信	漁業団体の職員	沖縄県漁業協同組合連合会企画指導係	副会長
上 原 隆	漁村青少年グループ代表	糸満漁業協同組合青壮年副部長	委 員
当 真 嗣 健	"	国頭漁業協同組合青年部役員	"
古波蔵 康 剛	"	伊平屋村漁業協同組合青年部長	"
石 原 修	漁業団体の職員	石川市漁業協同組合販売係	"
知 念 良 廣	"	沖縄県漁業振興基金主事	"
赤 嶺 武 信	市町村の職員	那覇市役所農林水産課水産係長	"

宮古地区青少年協議会委員

氏 名	代 表 区 分	現 職 名	備 考
長 崎 節 夫	学識経験者	沖縄漁業経済研究会副会長	会 長
神 里 裕 夫	漁村青少年グループ代表	平良市漁業協同組合青年部長	副会長
長 間 浩	"	伊良部町漁業協同組合漁業研究会会長	委 員
花 城 勇 栄	漁業団体の職員	平良市漁業協同組合販売係	"
宮 国 康 男	市町村の職員	平良市役所水産課施設係	"

八重山地区青少年協議会委員

氏 名	代 表 区 分	現 職 名	備 考
池 田 元	漁村青少年グループの代表	八重山漁業協同組合青年部役員	会 長
吉 村 乗 勝	市町村の職員	石垣市役所水産課水産係	副会長
屋比久 清 光	学識経験者	石垣市役所水産課長	委 員
上 原 幸 一	漁業団体の職員	八重山漁業協同組合総務	"
宮 里 清 吉	漁村青少年グループの代表	八重山漁業協同組合青年部長	"